

主 文
本件控訴を棄却する。理 由

本件控訴の趣意は、検察官提出の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する答弁は弁護人等提出の答弁書記載のとおりであるから、これらをここに引用し、これに対して次のとおり判断する。

検察官控訴趣意第一、二点について

所論は要するに原判決には事実の誤認及び法令の解釈適用の誤りがある旨主張する。

仍つて本件記録を精査し、原判決を仔細に検討勘案するに、本件昭和二七年五月三日附起訴状記載の公訴事実第二によれば、「被告人は昭和二七年五月二二日附庵原郡 a 町 b c 番地の被告人自宅で、巡査 A に対する脅迫の事実に基づく裁判官の令状発布の事実を告げて同被告人の逮捕に着手した国家地方警察西庵原地区署勤務の巡査 B 及び C 両名に対しその逮捕を免れようとして両手を振り廻し或は之に突きかかると等々の暴行を加え因つて右 B 巡査に対し全治約五日間を要する右手背部挫創、右 C 巡査に対し全治約一週間を要する右中指挫創の各傷害を負わしめ、同時に右両名の職務の執行を妨害したものである」というところ、原判決が「巡査 A に対する脅迫事件の被疑者として被告人 D を逮捕するため、昭和二七年五月二二日 E 警部補が逮捕状を所持して他の二名と共に d 村に向い、また、B 巡査、C 巡査は同被告人の自宅に向つたが、同日午前一時頃同被告人が自宅に現在していることを確認したので、右 B、C 両巡査は逮捕状を所持している右 E 警部補の廻来を待つことな

く、直ちに同被告人宅に赴き、同被告人に対し、あなたが D さんか、五月一九日附告で静岡地方裁判所の裁判官の脅迫罪容疑による逮捕状が出ているから逮捕する旨告げて手錠を掛けんとしたが、同被告人は逮捕状を見せろ、逮捕状がないから逮捕できないと主張して逮捕されることを拒み、右両巡査に対し、両手を振り廻し、或いはこれに突きかかる等暴行し、よつて B 巡査に対し全治約五日間、C 巡査に対し全治約一週間を要する各傷害を蒙らしめたこと、右逮捕当時同被告人に対して脅迫の被疑事実による裁判官の逮捕状が発せられていたこと、しかし、前記両巡査は、右令状を所持せずして逮捕に赴いたのであるが、逮捕するに際しては同被告人に対し、脅迫罪容疑で逮捕令状が発せられている旨を告げたにすぎないことを認定したう上、本件被告人に対しては、B、C 両巡査が逮捕状なしで逮捕せねばならないような特別の事情があつたことは到底認められないから、本件逮捕は刑事訴訟法第二〇一条第二項第七三條第三項の「急速を要するとき」という緊急執行の要件を具備していないと共に、B、C 両巡査は被告人に対し脅迫罪で逮捕状が出ている旨を告げただけで、いきなり被告人の逮捕に着手しており、被疑事実の要旨を告げていないから、本件逮捕は逮捕状の緊急執行の重要な形式を履踐していないところであり、而して逮捕に関する右の規定は、国民の基本的な権利と重大な関係を有する厳格規定であるから、前記の如き緊急性の要件を具備せず又その方式を履踐しない逮捕行為は刑法上の保護に値しない違法のものであり、従つて被告人がこれを排除するため暴行を加えても、公務執行妨害罪は成立せず、また、その暴行により前記両巡査に傷害の結果を生じても、正当防衛の範囲に属するものと認められるから犯罪の成立を阻却するとして無罪の言渡をしていること洵に所論のとおりである。

ところで、所論のうち先ず原判決には事実誤認がある旨の論旨（控訴趣意第二点）によれば、原判決が前示の如く本件被告人に対しては、B、C 両巡査が逮捕状なしで逮捕せねばならないような特別の事情があつたとは到底認められない旨認定して本件逮捕は違法であり、従つてこれに対する暴行は犯罪を構成しないとしているけれども、これは具体的な証拠に基かずして事実を誤認したものである。

ところで、右所論に基き本件記録を精査し、記録上現われている全証拠（当審における事実取調の結果をも含めて）を仔細に検討考究するに、原審証人 B、同 C の各証言、当審証人 B、同 C <要旨第一> の各供述、当審における被告人の供述によれば、B、C 両巡査が被告人を逮捕するため静岡庵原郡 a 町 <要旨第一> b c 番地の被告人宅に向つた当時には被告人は屢々 d 村等に出かけ自宅に定住していなかつた事実、右両巡査が逮捕に赴いた当日も被告人は d 村方面に現在する旨の情報に基き被告人及びその共犯者を逮捕する為、E 警部補が逮捕状を所持して同方面に赴いている事実並びに被告人はその日の朝迄 d 村 F 方に滞在し、その日の朝自宅に帰つた事実を夫々認め得るのであつて、従つて、右の逮捕に赴いた当時には、被告人が果して自宅に現在するか否か頗る不明確であり、自宅に現在することは殆ど予期し

誤解して、単に罪名と令状が発せられ、てい旨を告げれば足るものと考え、被告人
に對し脅迫の容疑により逮捕状が發せられ、てい旨を告げれば足るものと考え、被告人
あるから、該逮捕行為は法令のおよび、令状が發せられ、てい旨を告げれば足るものと考え、被告人
程度は左程重大な職務行為と解すべき場合なること、前記の通りであり、更に罪名を告げただけで、
限に属する適法な職務行為と解すべき場合なること、前記の通りであり、更に罪名を告げただけで、
者の基本的な権利を考慮するに、逮捕手続の要旨を告知するに、前記の通りであり、更に罪名を告げただけで、
請する国家の利益を考慮するに、逮捕手続の要旨を告知するに、前記の通りであり、更に罪名を告げただけで、
逮捕者の基本的な権利を考慮するに、逮捕手続の要旨を告知するに、前記の通りであり、更に罪名を告げただけで、
解するのが相当である。と、前記の通りであり、更に罪名を告げただけで、
説示の通りである。と、前記の通りであり、更に罪名を告げただけで、
た為、罪名を告げただけで、
逮捕に当り、警察官として、
罪名を告げただけで、
説示の法的内容を察知するに、
実の内容を察知するに、
ような場合は、
微なるものとして、
た斯る瑕疵ある職務行為を適法と信じたとしても、
要件を備えているか否かは、
からも本件逮捕を適法なものとは解し難い。そして本州において、
逮捕状の呈示を求めていることは前記の通りであり、更に罪名を告げただけで、
被告人において被疑事実の内容を察知し得る状況にあつたとか、或は現にこれを、
知していたものと確認するに足る証拠は存在しないのであるから、
えても所論は採用の限りでない。従つて原判決が本件逮捕行為は違法なものであ
り、被告人がこれを排除するため暴行を加へても、公務執行妨害罪は成立せず又暴
行により両巡査に傷害の結果を生じても、右両巡査の実力行使を免れ得るためとつ
の間になされた所為であつて法律上正当防衛の範囲に属するものと認められるか
犯罪の成立を阻却するものとして前記公訴事実につき被告人に対して無罪の言渡
したのは洵に相当であつて、原判決には所論の如き法令の解釈適用を誤つた違
存しない。所論は畢竟独自の見解というの外なく、論旨はその理由がない。

(その他の順次理由は省略する。)

(裁判長判事 山本謹吾 判事 渡辺好人 判事 目黒太郎)